

生活支援サービスを提供する

「団体・個人」を募集

津山市では、高齢者が高齢者を介護している老老介護世帯の負担を軽減するため、生活支援サービスを利用する際のサービス券を支給する「老老介護生活支援事業」を開始します。この度、サービスを提供する事業者等を募集します。生活支援サービスを提供している、法人・個人・ボランティア団体の方は、ぜひご応募ください。
※サービス提供事業者となるには、市の指定が必要です。



募集

- 申込** 必要書類を期日までに高齢介護課へ提出
- 必要書類** 津山市ホームページを確認ください
- 募集期間** 4月7日（月）から随時
※ 6月13日（金）17時までに申請した場合は、制度開始時の利用ガイドに事業者名等を掲載する予定です。
以降の申請は、随時掲載いたします。
- 指定要件**
- ・市内に事業所等を有する法人、団体又は個人事業者等であること
 - ・生活支援サービスに関する事業を行っており、当該事業に関し1年以上の実績があること
 - ・市税等の滞納がないこと
 - ・暴力団員等の統率下にないこと
- 募集団体数** 制限はありません
- 指定期間** 決定日 ～ 令和9年6月末日まで

事業説明会（任意参加）

- 開催日時** 5月29日（木）11時から1時間程度
- 場所** 市役所本庁2階202会議室
- 申込** 5月27日（火）までに津山市高齢介護課へ連絡

業務内容

事業者等が提供するサービス内容は、普段業務で提供されている内容と同様です。事業者等には、利用ガイドを確認した市民から直接連絡が入りますので、サービスを提供してください。
市民は、対価の代わりにサービス券を使用します。
有効期限を確認の上、サービス券を受領し、サービス券相当分を市へ請求してください。

生活支援サービス

家事支援

- ・食料品の買い物代行
- ・庭の草取り
- ・庭木の剪定
- ・部屋の掃除 など

通院等 介 助

- ・病院の通院介助
- ・買い物の付き添い など

家屋等 修 繕

- ・障子はり
- ・網戸のはり替え
- ・建具修繕 など

利用ガイド

老老介護生活支援事業の事業内容等を記載するほか、事業者が提供するサービスの内容を掲載したものです。津山市ホームページにサンプルを掲載していますのでご確認ください。

詳しくはこちら



【問い合わせ・申し込み先】
津山市高齢介護課
TEL：0868-32-2066

サービス利用の流れ

STEP 01

利用決定を受けた方（以下「利用対象者」）が、自分の住んでいる地域でサービスが提供できる事業者等を探す

STEP 02

利用対象者が事業者等のページから、使用したいサービスを探す

STEP 03

利用対象者が直接、事業者等へサービスを依頼（電話またはFAX）

STEP 04

利用対象者がサービスを利用し、対価として「サービス券」を使用

STEP 05

事業者等は、サービス券相当分を市へ請求（提出期限R8.4.10）
※月単位・年単位は問いません

利用対象者

次の要件をすべて満たした世帯

- ・世帯全員が、住民税非課税
- ・世帯全員が、65歳以上
- ・世帯全員が、暴力団員等でない
- ・高齢者が高齢者を介護している
- ・津山市に住民票がある
- ・要介護者の介護度が要介護1以上かつ在宅で生活している

「世帯」・・・この事業では、住民票上の世帯に限らず、同一地番で生計を共にしている方全員を指します

利用ガイド作成の流れ

STEP 01

事業者等が指定申請を行い
津山市が審査・決定を行う

STEP 02

申請内容に沿って利用ガイドを作成

STEP 03

事業者等が、市が作成した利用ガイド案を確認
⇒修正等があれば修正

STEP 04

津山市が利用ガイドをHPに公開
高齢介護課窓口等に設置